

【新規格付】

合同運用指定金銭信託（運用先：J-HOPE 合同会社）シリーズ 3： AAAfc

格付投資情報センター(R&I)は上記の格付を公表しました。

1. 案件の概要

本件は、三井住友信託銀行を信託受託者とする合同運用指定金銭信託（運用先：J-HOPE 合同会社）シリーズ3の運用資産を評価対象として、ファンド信用格付を付与したものです。

なお R&I のファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対する R&I の意見です。ファンド信用格付の主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオであり、その評価は運用資産の平均的な信用力に対する意見です。この評価対象は、R&I の付与する他の信用格付（発行体格付、長期個別債務格付、短期格付、保険金支払能力）が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付が示す債務履行の確実性（信用力）と異なります。

2. 信用格付

名称	合同運用指定金銭信託（運用先：J-HOPE合同会社）シリーズ3
格付アクション	符号の新規付与
格付	ファンド信用格付 / AAAfc
備考	—

3. 格付対象

名称	合同運用指定金銭信託（運用先：J-HOPE合同会社）シリーズ3
受託者	三井住友信託銀行
運用資産	三井住友信託銀行が個人債務者に貸し付けた住宅ローン債権を裏付とするAAA格の資産証券化商品

＜スキームの概要＞

合同運用指定金銭信託（以下、合同金信）は、下記仕組みにより、三井住友信託銀行が個人債務者に貸し付けた住宅ローン債権を裏付とする AAA 格の資産証券化商品を主たる運用資産とするユニット型の金銭信託である。なお、本合同金信には3つのシリーズ（シリーズ1、シリーズ2、シリーズ3）が存在するが、各シリーズの運用資産はそれぞれ独立している。

合同金信の運用は、信託の受益権の取得を目的として設置された SPC（J-HOPE 合同会社）に対する責任財産限定特約付の貸付運用である。SPC は、主として安定的に収益を獲得するために、信託貸付金により調達した資金を原資として、長期運用を行う。長期運用の対象資産は、運用に係る形態及び条件として、三井住友信託銀行が個人債務者に貸し付けた住宅ローン債権を裏付とする AAA 格の信託受益権及びこれに類するものと限定されている。本件では、シリーズ3に紐付く当該長期運用の資産を評価対象としている。

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

ファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、運用資産の平均的な信用力に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、投資者の投資元本が毀損する可能性や予定配当が支払われる可能性に対する意見ではありません。管理・運用体制の評価は、信用格付業以外の関連業務にて行っており、ファンド信用格付の水準に影響しません。R&I は、ファンドの運用資産の信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、ファンド信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、ファンド信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。ファンド信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html> をご覧下さい。

4. 格付方法

格付対象の評価において、R&Iは主に以下の格付方法を用いた。

公表年月	項目
2012年8月	ファンド信用格付の格付方法の概要

上記の格付方法は以下のホームページに公開している。

<http://www.r-i.co.jp/jpn/sf/about/methodology/index.html>

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

ファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、投資者の投資元本が毀損する可能性や予定配当が支払われる可能性に対する意見ではありません。管理・運用体制の評価は、信用格付業以外の関連業務にて行っており、ファンド信用格付の水準に影響しません。R&Iは、ファンドの運用資産の信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、ファンド信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、ファンド信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。ファンド信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html>をご覧ください。

「格付提供方針等」3. に掲げる開示事項

(1) 信用格付業者の商号又は名称及び登録番号並びに当該信用格付業者に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容
商号又は名称：株式会社格付投資情報センター 登録番号：金融庁長官（格付）第6号 直近一年以内に講じられた監督上の措置：なし
(2) 信用格付を付与した年月日
2014年2月27日
(3) 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名
主任格付アナリスト： 宮本 正則 信用格付の付与について代表して責任を有する者：神林 尚
(4) 信用格付の付与に当たり採用した信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じ記載された以下の1)、2)の事項。並びに信用格付の対象となる事項の概要
1) 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準 「格付付与方針（ファンド信用格付）」をご覧ください。 （格付付与方針（ファンド信用格付）） http://www.r-i.co.jp/jpn/ratingpolicy/index.html
2) 信用格付の付与に係る方法の概要（ただし、重要なものに限る。） 本リリース「4. 格付方法」の項目をご覧ください。 信用格付の対象となる事項の概要：本リリース「3. 格付対象」の項目をご覧ください。
(5) 格付関係者の氏名又は名称。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百十三条第三項第三号にある、ただし書きの定めに従う。
三井住友信託銀行
(6) 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨
本信用格付の対象となる事項は、資産証券化商品の信用状態に関する評価ではありません。
(7) 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。）を入手したか否かの別
該当無し
(8) 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由
該当無し

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

ファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、投資者の投資元本が毀損する可能性や予定配当が支払われる可能性に対する意見ではありません。管理・運用体制の評価は、信用格付業以外の関連業務にて行っており、ファンド信用格付の水準に影響しません。R&Iは、ファンドの運用資産の信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、ファンド信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、ファンド信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。ファンド信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html>をご覧ください。

(9) 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）

ファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見です。また、投資者の投資元本が毀損する可能性や予定配当が支払われる可能性に対する意見ではありません。管理・運用体制の評価は、信用格付業以外の関連業務にて行っており、ファンド信用格付の水準に影響しません。R&Iは、ファンドの運用資産の信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供するファンド信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、ファンド信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質の確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、ファンド信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、ファンド信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

ファンド信用格付の変動は、個別の運用資産の信用格付に依存します。

(10) 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項 1) 当該情報の概要 2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要 3) 当該情報の提供者

1) 当該情報の概要	2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要	3) 当該情報の提供者
案件関連契約書	信用格付業者への表明保証等	三井住友信託銀行
裏付資産に関するデータ・資料	信用格付業者への表明保証等	三井住友信託銀行

(11) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

本信用格付の対象となる事項は、資産証券化商品の信用状態に関する評価ではありません。

金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号に基づく開示事項

信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価である場合、格付関係者に当該資産証券化商品の情報の公開を働きかけた内容及びその結果

本信用格付の対象となる事項は、資産証券化商品の信用状態に関する評価ではありません。

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

ファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、投資者の投資元本が毀損する可能性や予定配当が支払われる可能性に対する意見ではありません。管理・運用体制の評価は、信用格付業以外の関連業務にて行っており、ファンド信用格付の水準に影響しません。R&Iは、ファンドの運用資産の信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、ファンド信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、ファンド信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。ファンド信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html>をご覧ください。

R&Iのファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見です。R&Iは、ファンド信用格付をR&Iの付与する他の信用格付（発行体格付、長期個別債務格付、短期格付及び保険金支払能力）とは異なる格付付与方針等に従い付与します。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は、主として信用評価以外の事項を勘案しているため、信用格付業以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付付与の可否判断のみに用いられ、ファンド信用格付の符号の水準に影響しません。

R&Iはファンド信用格付によって、ファンドの運用資産の信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付は、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途解約により、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

ファンド信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。ファンド信用格付は、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはファンド信用格付を行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがファンド信用格付を行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でファンド信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&Iがファンド信用格付を行うに際して用いた情報、R&Iのファンド信用格付その他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やファンド信用格付の使用、あるいはファンド信用格付の変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

ファンド信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

■お問合せ先 : インベスターズ・サービス本部 TEL. 03-3276-3511 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-3276-3438

格付投資情報センター 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング <http://www.r-i.co.jp>

ファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、投資者の投資元本が毀損する可能性や予定配当が支払われる可能性に対する意見ではありません。管理・運用体制の評価は、信用格付業以外の関連業務にて行っており、ファンド信用格付の水準に影響しません。R&Iは、ファンドの運用資産の信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、ファンド信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、ファンド信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。ファンド信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html>をご覧ください。